主 本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。

理由

上告代理人飯島安三郎の上告理由第一点について。

論旨は、仮登記上の地位が譲渡されれば、実体法上の登記義務者である地位を喪失するのみならず同時に登記手続上の登記義務者の地位も喪失するから、原判決が「仮登記上の地位が譲渡されることにより抹消登記義務者である地位を失うと云うが、それは実体法上の登記義務者である地位を喪失すると云うだけであつて依然登記手続法上の登記義務者であることに変りはない」として、上告人の被上告人に対する賃借権設定仮登記の抹消登記手続を求める本訴請求を排斥したのは、判決に影響を及ぼすべき法令解釈の誤りがあるというにある。

同第二点について。

論旨は要するに、被上告人の補助参加人らが本件訴訟に補助参加し、その攻撃防禦を尽している以上、被上告人との間で本件仮登記が抹消されることがあつても、被上告補助参加人の前記仮登記名義人としての利害関係を害することはないから、本件の場合は、なお上告人の被上告人に対する本件仮登記の抹消登記手続請求をも認容すべきであつて、これに反する原判決には判決に影響を及ぼすべき法令解釈の誤りがあるというに帰すると解せられる。

が然してら、登記手続上の抹消登記義務者を何人にすべきか、従つて、また何人を相手にこれを訴求すべきかということは、専ら登記実体法上の問題として考えるべき事柄であつて、右登記義務者がたまたま訴訟に補助参加したからといつて、登記義務者でない者がその登記義務を持つに至る(当事者適格を帯びる)ということはないのであるから、所論の場合においても原判決が被上告人には本件仮登記の抹消登記手続義務が存しないと判断したことに法令解釈の誤りはない。

よつて上告論旨はいずれも理由がないので民事訴訟法第四〇一条、第九五条、第 八九条に従い、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 加納駿平 裁判官 伊藤淳吉 裁判官 潮久郎)